

セルフ給油所における 監視業務未実施違反に対する 違反是正事例

佐世保市消防局 予防課保安係 係長
山口徳人



九十九島

はじめに

佐世保市消防局（以下「当局」という。）を紹介する。

当局は佐世保市をはじめとして隣接する西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町を管轄する消防本部である。

管轄区域の人口は約31万8,000人。この管轄区域内を、消防局をはじめとして3つの消防署と13の出張所で管轄している。

職員の人数は376名、令和3年の火災件数は101件、救急件数は約1万6,000件である。

長崎県の北部に位置する佐世保市は、本土最西端に位置する人口約24万人の中核市で西海国立公園「九十九島」や大型テーマパーク「ハウステンボス」などがある「観光都市」である。

海・島・山の自然とふれあえ、その豊かな自

然の恵みを味わえる。

古くは旧海軍の軍港が置かれた港町で、戦後は米海軍基地と自衛隊基地が置かれ、日・米基地の歴史や文化が溶け込んだ、さまざまな文化を所々に見ることができる。

佐世保市の花は「カノコユリ」、佐世保市の木は「ハナミズキ」。左下の写真が「カノコユリ」（写真1）で、「カノコユリ」は当局のエンブレム（写真2）にもなっている。



写真1 カノコユリ



写真2 エンブレム

当局管轄区域内の危険物施設数は、令和3年4月1日現在913施設で、年々減少傾向となっている。

違反覚知に至る背景（夜間無通告立入検査）

当局管内の顧客自ら給油等を行うことができる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）において、監視業務不十分による火災が発生した（図1参照）。

幸い火災発生後すぐに従業員が駆け付け、消火器を使い消火した。人的被害や物的被害はなかったが、事故防止と安全確保の徹底を図る必要があった。

また、これまでに管内のセルフ給油所では「事務所内に従業員がいないのに、給油ができる。」「給油口にノズルを差込む前に、計量機のポンプが回っている。」「ガソリンを携行缶で購入しようとしたら、従業員に『自分で入れてください。』と言われた。」など、匿名の電話が数件寄せられていた。

本火災事例及び電話による意見等を踏まえて当局管内のセルフ給油所36施設を対象として主に危険物取扱者免状確認、保安監督業務、定期点検、監視業務等の適正実施及びガソリンの容器詰替え販売記録確認など、ソフト面を中心に令和2年6月1日から令和3年2月26日の19時から21時の時間帯で夜間の無通告による立入検査（以下「夜間無通告立入検査」という。）を実施した。

なお、調査に当たっては本誌に記載された佐賀広域消防局などの他の消防本部の取り組みを参考にさせていただいた。

また、無通告の立入検査とはしているがトラブル防止のため、開始時期前の令和2年5月に全対象施設に案内文書を送付し、立入検査実施日のみ無通告で実施することとした。

夜間無通告立入検査の結果は次のとおりである。

セルフ給油所・夜間無通告立入検査の結果

- 定期点検義務違反：10件
⇒定期点検（漏れの点検を含む。）

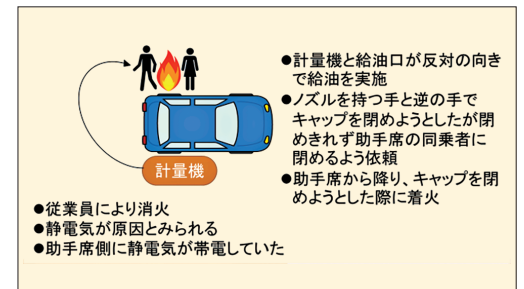


図1 監視業務不十分による火災

- 販売記録義務違反：1件
⇒ガソリンの容器販売記録
- 危険物取扱義務違反：1件
⇒監視業務未実施 ➡違反処理（制御卓スイッチの自動化）

以下、監視業務未実施違反に対して実施した違反処理の概要について記述する。

違反調査

覚知：令和2年8月21日（金）19時

夜間無通告立入検査を実施した際、従業員（危険物取扱者・乙種第4類）（以下「従業員」という。）1名が給油作業に関する監視業務を実施していた。

査察員が危険物取扱者免状や定期点検記録簿の確認を行うために書類等の提出を依頼し、従業員が書類を取りに監視場所を離れている間に、顧客が来店して計量機を操作したところ、監視及び制御卓（SSC）操作（給油許可の操作）が実施されていないにもかかわらず、給油行為が行われたことから、従業員に説明を求めると制御卓を自動化（フリー）にしていることを認めた。

しばらくして外出中であった設置者兼保安監督者（以下「保安監督者」という。）が戻ってきたことから、現在、違反状態であることを指導、その場で自動化の解除（セルフモード）と監視業務の徹底を指示し違反状態を是正させた。

なお、2人とも違反の認識は持っており、厳重に注意してその日は引き揚げた。

追跡：令和2年8月22日（土）19時

翌日、管轄の消防隊により追跡調査を実施。

違反是正

その日も昨日と同じ従業員が勤務していたが、昨日と同様に制御卓を自動化している事実を確認した。

2日連続の違反の現認である。

従業員の話では「今日の朝から保安監督者の指示で制御卓を自動化した。」とのこと。

その場で自動化の解除を指導、セルフモードへの切替えを確認し、厳重に注意してその場を引き揚げた。

再追跡:令和2年8月23日(日) 19時

再度、追跡調査を実施。この日セルフ給油所に勤務していたのは保安監督者であった。

監視状況を確認したところ、正常な状態であることが確認できた。

外観は普通の制御卓だが、赤丸の機器(制御卓)(写真3)に暗証番号を入力し、鍵で操作することにより、フルサービスモードとセルフサービスモードに切替えが可能となる。

当該事案はこの操作を行うことにより自動化されていたものである。

保安監督者の話では制御卓を取り替えた際にメーカーの人から切替え方法を聞いたとのこと。

今回は、たまたま顧客が給油したことで違反に気付くことができたが、制御卓の外観では違反の判断はできない。

当局によく来訪する業者の方にモード切替えの有無を聞いたが「制御卓と販売時点情報管理システム(POS)が別々の場合は制御卓を自動化することが可能かもしれないが、最近の一体型のものは不可能ではないか。」とのことであった(真偽は不明)。

質問調書作成

保安監督者及び従業員の質問調書を作成する。主な調書内容としては次のとおりである。

保安監督者の質問調書

令和2年8月24日(月) 調査実施

- 違反の認識あり。
- 約2年前から行っていた。
- 無資格者だけで営業することはない。
- 今後の対応として、勤務体制や事業の縮小を

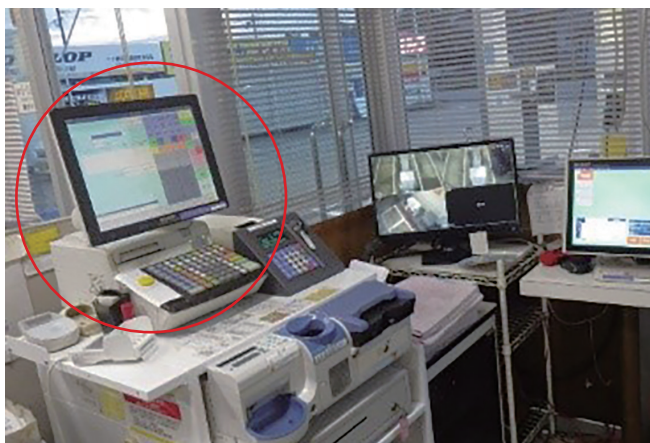


写真3 監視業務場所
赤丸の機器(制御卓)に暗証番号を入力し、鍵で操作することにより、モードの切替えを行う。

含め業務の見直しを図る。

行為者である従業員の質問調書

令和2年8月25日(火) 調査実施

- 違反の認識あり。
 - 約2年前から保安監督者の指示で行っていた。
 - 今後は上司からの指示でも行わない。
- 保安監督者及び従業員は消防法に違反していることは認識していたが、約2年前から違反行為を繰り返し、当該行為は常習化されていた。悪質であることから「違反処理調査報告書」を作成、違反処理を実施する。

違反処理

警告書等交付:令和2年9月4日(金)

- 関係者(保安監督者)
⇒「警告書」を交付
(再発防止を図るための措置として)
- 保安監督者・行為者である従業員
⇒「違反事項通知書」を交付
警告書及び違反事項通知書は、名宛人に対して直接交付、受領書を受け取った。

また、令和2年9月10日(木)に事業所から「再発防止策についての報告書」が提出された。

県への報告:令和2年9月4日(金)

県へ「危険物取扱者違反処理報告書」により報告し、令和2年9月16日(水)に県より「危険

物取扱者違反処理状況についての通知」を受理する。

違反条項と違反点数については次のとおりである。

違反条項及び違反点数

保安監督者(12点)

- 消防法第10条第3項
危険物の貯蔵及び取扱い基準違反:4点
- 消防法第13条第1項
危険物保安監督者保安監督業務不履行:4点
- 消防法第14条の3の2
定期点検義務違反:4点
漏れ点検未実施もあり「消防法第14条の3の2定期点検義務違反」にも該当する。

行為者である従業員(4点)

- 消防法第10条第3項
危険物の貯蔵及び取扱い基準違反:4点

違反処理後の追跡調査

再発防止策についての報告書を受領後も確認調査を実施したが違反行為は認められず、適正に監視業務が行われていた。

さらに違反処理後の経過確認のため、その後も半年後、1年後に、当該セルフ給油所に立入検査を実施することとし、指導を継続したが、制御卓を自動化(フリー)にする違反行為は確認されず、適正な監視業務が行われていた。

課題や問題点

夜間無通告立入検査、違反処理で様々な課題や問題点を感じた。

1つ目は、事業者の法令遵守意識の低さである。今回違反処理を行った事業所は違反を現認し、是正指導をした翌日に繰返し違反行為が行われており非常に悪質であった。

また、夜間無通告立入検査を行った施設の中には、定期点検の記入間違いや在庫管理表の数量異常に気付いていないなど、危険物を取扱う施設としての意識の欠如も感じられた。

今後も立入検査など関係者指導の機会を捉え、冒頭のような事故事例等を伝えて危険物に

関する危険意識を持たせるなど細やかな指導を実施する必要があると痛感した。

次に人員不足。違反行為の背景にはこの問題があるが、従業員が少ない時間帯は、ガソリンの容器詰替え販売を実施しない事業所もある。

近年設置が進んでいる可搬式制御機器の導入や営業時間短縮、業務内容見直しも必要になるのではないだろうか。

次に聞かれたのがガソリンの容器詰替え販売に対するクレームである。

最近は少なくなってきているようであるが、身分証提示を求めた際に「なんで出さないといいないのか?」「昔はこんなことなかったぞ」などのクレームや、顧客が給油後に勝手に携行缶に入れようとする等の話も聞いた。

丁寧に根拠法令の提示や危険性の説明を行うことで、このようなクレームも無くなると思える。

最後に

昨年のセルフ給油所を対象とした夜間無通告立入検査と同様に本年も過去に違反があった給油取扱所や追跡調査が必要と考えられる給油取扱所を対象として、セルフ給油取扱所とフルサービス給油取扱所に対する夜間無通告立入検査を実施しているが、そのような中「子供に給油させようとする人がいて、大人が給油するよう注意すると文句を言われる。」など非常識な行動をとる利用者の話も聞かれた。セルフ給油所の運用が開始されて23年、危険物の取扱いに関する利用者の危険意識が薄れているように感じている。

このような中で危険物事故から人命を守るため、危険物の適切な取扱いについて再度指導及び広報を徹底するとともに、立入検査を実施する消防職員自体の指導能力もレベルアップと資質向上を図り、危険物施設事業者及び利用者に理解を得るようにしなければならない。

他の消防本部の活動事例なども参考にして、安心安全な生活を守るために、どのような取り組みが違反や事故防止につながるかを考え、違反、事故ともにゼロを目指していきたい。